

(1) 独立行政法人国立病院機構の附属看護師養成所について

浅 村 保

(1) NATIONAL HOSPITAL ORGANIZATION TRAINING CENTER FOR NURSING PERSONNEL

Tamotsu ASAMURA

国立病院・療養所については、わが国の医療従事者全体の供給の一翼を担うとともに、国立病院・療養所が安定した医療提供を行うために必要な医療職種の確保を図ることを目的として、昭和22年以来現在に至るまで、附属養成所を設置し、看護師をはじめとする多数の医療従事者を養成し、わが国の医療提供体制の確立に貢献してきたところである。

しかしながら、看護師等の養成品は、全国総数に対する国立の占める割合が、学校数で4.65%、1学年定員で5.73%であり、国立が養成する役割は変化している。

また、附属養成所の運営費については、1学年40名定員のいわゆる普通校を例にとると平成14年度の決算ベースの平均で1施設あたり、運営に8千2百万円程度の費用を要するが、これに対して、授業料等の収入については1千9百万円程度と費用に対する収入が2割強という状況にあり、足りない分は当然ながら一般会計からの繰入れということになり、到底自立できているとはいえない状況である。なお、費用の8千2百万円には減価償却費や退職手当引当金は含まれていないので、平成16年度以降に企業会計ルールを取り入れるとさらに厳しい状況になると見込まれる。

国立病院・療養所は、行政改革の一環として平成16年度には、経営の効率化を図りつつも政策医療を効果的に提供することなどが求められる独立行政法人国立病院機構に移行することとされているところである。

養成所についても、国立病院機構の附属養成所として、個別に独立した施設ではなく、各国立病院・療養所の附

属施設として位置づけられており、養成所の長は施設長が併任するところである。

一方学生を教育することで、とくに医師、看護師等の医療従事者のレベルアップに繋がりさらに施設全体の活性化が図れている。このようなメリットを踏まえ、国立病院・療養所の養成事業は、独立行政法人移行後においても、現在と同様の組織、運営形態を維持することとしている。

しかしながら、養成所の組織については、看護職による学校長、専任の実習調整者・事務職員についても体制を整えることが課題としてあり、教育主事や教員が本来の学生の教育、指導に専念できる体制が整えられ、今まで以上に看護教育の質的向上を図ることができるよう今後検討をしていかなければいけないと思っているところである。

附属養成所の財務方針についてであるが、養成所の経費については基本的には各施設が負担することとなり、独法移行後は、先ほども申したが企業会計原則に基づくこととなり、養成所職員に係る退職金手当引当金及び減価償却費は各施設で費用に計上することが必要である。

こうした養成所の各施設への経営への影響を勘案し、養成所の今後の修繕等、過去の養成所の整備に係る債務の償還及び養成所の運営費につきまして、いまだはっきり申し上げることができないが、現在検討しており、関係方面と折衝しているところである。

国立病院・療養所においては、医療従事者の養成を行ってきたところであるが、国立病院・療養所が独立行政法

厚生労働省健康局 Health Service Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare 国立病院部医療指導課看護師等養成指導室

Address for reprints: Tamotsu Asamura, Office of Training and Management of Nursing and Related Medical Services, Hospital Service Policy Division, Department of National Hospitals, Health Service Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8045 JAPAN

Received January 27, 2004

Accepted July 16, 2004

人に移行し、今後益々提供する医療の質の向上および経営の効率化を求められることとなるなかで、国立病院機構全体の経営等にも大きな影響を及ぼす養成所の運営について考えつつ、さらなる養成所の質の向上に向けて検

討していくものである。

(平成16年1月27日受付)

(平成16年7月16日受理)